様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　　2025年　　4月　　3日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） りこーりーすかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 リコーリース株式会社  （ふりがな） なかむら　とくはる  （法人の場合）代表者の氏名　中村　徳晴  住所　〒105-7119　東京都港区東新橋1-5-2  汐留シティセンター19階  法人番号　7010601037788  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①リコーリース統合報告書2024  ②2023～2025年度　中期経営計画 | | 公表日 | ①2024年9月30日  ②2023年5月9日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページにて公表。  ①リコーリース統合報告書2024  https://pdf.irpocket.com/C8566/Bv1s/mS5Q/hXvp.pdf  ・リコーリースグループの目指す姿（P.8）  ②中期経営計画  <https://www.r-lease.co.jp/assets/docs/ir_management_plan2023.pdf>  ・リコーリースの目指す姿　（P.10）  ・組織能力強化戦略（P.15）  ・システム戦略（P.17）  ・2023～2025年度 中期経営計画 戦略全体像（P.18） | | 記載内容抜粋 | 企業経営の方向性  当社グループのDNAであるベンダーリースを軸としたトランザクションデータの活用を通じた企業の成長機会に対する貢献と、事業を通じた社会課題の解決を行うために特定した４つのマテリアリティへの取組みとの掛け合わせを戦略立案の軸とし、経営理念に掲げる「豊かな未来」の実現を目指します。  情報処理技術の活用の方向性  ・リース関連業務システムの順次切り替えによる、自動化及び効率性の向上  ・インフラの刷新とサイバーセキュリティの強化  ・IT管理・統制の向上によるITガバナンス強化 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 中期経営計画については、取締役会における決議に基づき公表を実施。  統合報告書については、取締役会の意見も踏まえ、経営層を中心に議論を重ねた上で、社長にて決定し、公表を実施。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①2023～2025年度　中期経営計画  ②リコーリース統合報告書2021  ③リコーリース統合報告書2024 | | 公表日 | ①2023年5月9日  ②2021年9月30日  ③2024年9月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページにて公表。  ①中期経営計画  <https://www.r-lease.co.jp/assets/docs/ir_management_plan2023.pdf>・経営戦略（P.12）  ②リコーリース統合報告書2021  https://pdf.irpocket.com/C8566/p5Zl/izP0/Bakx.pdf  ③リコーリース統合報告書2024  <https://pdf.irpocket.com/C8566/Bv1s/mS5Q/hXvp.pdf>  ・ビジネスモデル（P.22 、23）  ・特集対談（P.29）  ・システム戦略（P.32）  ・債権保証事業「Mamotte」の開始（P.67） | | 記載内容抜粋 | ●経営戦略  効率性を軸とした既存ビジネス強化、地続きな新規ビジネス創出により、新しい循環を創造する  ●情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）  ・スコアリングを活用した審査業務  当社が構築するベンダーリースは、販売会社（＝ベンダー）および機器を利用されるお客様の双方にとって使いやすい仕組みとなっています。このベンダーリースの品質・効率をより高めるために、当社独自の「スコアリング」を活用した審査や、「Web与信システム」を導入することで、正確かつ迅速な与信判断・回答を実現しています。また、販売会社の見積システムと連動した「リース契約書出力システム」などのITを活用した仕組みを構築するなど、ベンダー・当社双方の効率を高めるための継続的な改善を行っています。これにより、容易に他社には追随されない強固なビジネスモデルを確立しています。（当社グループのDNAである「トランザクションデータ」は、「審査スコアリング」を活用した審査の精度向上のほか、新たな商品の開発にもつながる資産として活用しています）（上記、統合報告書2024 P.23 より抜粋）  当社では企業属性などの会社情報や取引履歴などの情報を参考にスコアリングを生成し、システム化することで、迅速かつ効率的に審査を行ってきました。そのデータは、AIを使った分析・評価を行うことで、審査精度の向上にも役立てています。（上記、統合報告書2024 P.29 より抜粋）  ・システム戦略  中長期の目標としては、 AI（人工知能）などのデジタル技術を活用し、多様なチャネルを通じたデータ統合の実現や高品質のサービスを提供できる基盤の整備が必要です。顧客接点に関しては、既存顧客との関係強化を目的にサービスを統合し、商品横断の総合サービスの展開とUXの向上を目指します。また、オンライン化が進んでいない部分に関しては、AIを活用したチャネルを増やすことでコミュニケーションの強化を図っていきます。これに対応すべく、業務のアナログ部分をAI、RPA（ロボティックプロセスオートメーション）によりデジタル化することで効率化を図り、高品質で迅速なサービスを提供していきます。それには、各システムに点在しているデータを紐づけることが重要であり、まずはマスターを整備・合することが優先課題です。デジタル化により、トランザクションデータを収集・蓄積し、分析できる環境を整えることでデジタルマーケティングにつながり、データに基づいた価値ある情報をフィードバックできるようになります。これらがうまく循環することで、生産性向上や省力化を図るとともに、新たなビジネスの機会に貢献することを目指します。（上記、統合報告書2024 P.32 より抜粋）  ・債権保証事業「Mamotte」の開始  2023年4月より、法人間取引において発生する各種 債権（売掛金等）などの未回収リスクを保証する債権保 証事業「Mamotte（マモッテ）」（以下、当事業）を開始 しました。当社は創業以来、リースをはじめとする40万 社のお客様との取引において、売主（ベンダー）の未回 収リスクを引き受けてきました。取引で得られたトランザ クションデータにより精度を向上し続けている審査能力 を活用し、債権保証における適切な保証限度額や保証 料率の設定を実現しました。当事業を通じて提供する サービスにより、お客様は与信管理業務の負担、および 売掛金未回収リスクを低減することが可能となります。 　事業開始1年目の2023年度は、保証対象先の規模を 中規模事業者と想定した、対面型「オーダーメイドプラ ン」のお客様へ提案を進めてきました。結果として、1年 間で保証残高は10億円を突破しました。2024年7月か らは、Webサイトからのお申し込みを前提としたサブスクリプション型サービスである「パッケージプラン」も開 始しています。 　今後の展開においては、リース営業担当によるお客様 への提案活動のほか、Webサイトでの受注促進、また 金融機関等からのお客様紹介もチャネルとして加えてい きます。これにより、当社グループが注力するBPO分野 における事業として、今後もさらなる保証残高の積み上 げを目指していきます。 サービスをお客様へ提案し、実際に採用いただくなか で、改めて当社が保有するトランザクションデータの情 報量や、これを活用した条件設定において、他社サービ スとの差別化を図ることができると自負しています。当 事業の拡大を通じ、お客様のお取引先の倒産や未回収 リスクに対する懸念を低減することで、経済を活性化し、 持続可能な社会の実現に貢献していきます。（上記、統合報告書2024 P.67 より抜粋） | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①中期経営計画については、取締役会における決議に基づき公表を実施。  ②、③統合報告書については、取締役会の意見も踏まえ、経営層を中心に議論を重ねた上で、社長にて決定し、公表を実施。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①リコーリース統合報告書 2021  ・デジタルトランスフォーメーション（DX）推進（P.50）  ②リコーリース統合報告書2024  １．システム戦略（P.32）  ２．中期経営計画における重点施策（P.34、35） | | 記載内容抜粋 | ①2021年4月には、「DX戦略室」を新設し、ベンダー向け・お客様向けWebサービスの刷新や、契約をはじめとする各種手続きのデジタル化等、営業・業務戦略を支える施策に取り組みつつ、当社のDXを推進していきます。  ②－１．IT人財も2023年度は20名を採用し、スキルアップに向けて「ITスキル標準」を策定、アセスメントを実施し、2024年度より具体的なカリキュラムを実行しています。ほかにも、eラーニングの受講や資格取得を推奨しています。  ②－２．全社DX教育の強化／高度専門人財の積極採用 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | リコーリース統合報告書2024  ・システム戦略（P.32） | | 記載内容抜粋 | 業務システムについては、顧客情報基盤と、与信審査業務のデジタル化に向けたシステム構築がスタートし、2026年度には完成する予定です。インフラの刷新については、クラウド基盤の構築が完了しており、主要システムを段階的に移行していきます。また、リモートワークなど多様な働き方に対応したネットワークの構築は、2024年度に終える予定であり、サイバーセキュリティ対策の強化も行っていきます。ITガバナンスに関しては、ルールの整備は 2023年度にほぼ終えており、実行できる体制が整いつつあります。（中略）  また、中長期の目標としては、 AI（人工知能）などのデジ タル技術を活用し、多様なチャネルを通じたデータ統合の実現や高品質のサービスを提供できる基盤の整備が必要です。（中略）  各システムに点在しているデータを紐づけることが重要であり、まずはマスターを整備・統合することが優先課題です。デジタル化により、トランザクションデータを収集・ 蓄積し、分析できる環境を整えることでデジタルマーケティングにつながり、データに基づいた価値ある情報をフィードバッ クできるようになります。これらがうまく循環することで、生産性向上や省力化を図るとともに、新たなビジネスの機会に貢献することを目指します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | リコーリース統合報告書2022 | | 公表日 | 2022年9月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページにて公表。  統合報告書2022  https://pdf.irpocket.com/C8566/ba4w/DB3b/yw9i.pdf  ・長期的に目指す指標（P22） | | 記載内容抜粋 | 事業成長に加え、人財やIT、基幹システムへの成長投資の継続によりさらなる高品質・高効率な業務プロセスを追求し続けることで2019年度比の生産性1.4倍を実現していきます。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2023年9月29日 | | 発信方法 | リコーリース統合報告書2023  <https://pdf.irpocket.com/C8566/cEro/M6oI/sQaA.pdf>  ・社長メッセージ（P.16） | | 発信内容 | 近年は、システムの整備やセキュリティ強化など社会からの要求事項が増えており、「より柔軟で安定的に」「より高効率、かつ高品質に」システムが進化することがビジネスの拡大につながります。関係会社を含めたITガバナンス体制の強化のためにも、ITシステムの構築に投資していくことで、将来のリスクの回避とビジネスの拡大を実現していきます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年12月頃　～　2025年2月頃 | | 実施内容 | 添付のDX推進指標自己診断フォーマットに記載いたします。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年1月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 技術的なセキュリティ対策はもちろんのこと、人的対策として社員へ定期的なメール訓練を実施し、不審なメールを見分けるスキルの向上や情報セキュリティ／サイバーセキュリティ情報の発信によりリテラシーの向上を図っています。加えて、高度化するサイバーセキュリティへの脅威に対応すべく、CSIRTの強化など、有事の対応力の強化に向けた取り組みを実施していきます。これらの取り組みは当社のみならず当社グループ会社においても重要な事項であると認識し、情報セキュリティ活動の横展開を開始しました。  【技術的なセキュリティ対策】  ・多要素認証/ NGAV/EDR/ メール検疫/ CASB/SWG等のセキュリティ対策性製品を導入中  【CSIRT】  ・日本シーサート協議会に加盟  ・NISC/NCA合同演習に参加  【SOC】  ・外部SOCサービスを活用したSOC監視体制の構築を推進中  【サイバー保険】  ・最新の状況に合わせ保証内容の見直し |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。